

防衛相

「砂川判決根拠とせず」

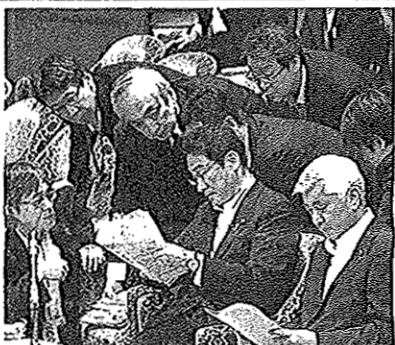
集団的自衛権 政府・与党、不一致

衆院平和安全法制特別委員会は15日、一般質疑を行った。中谷元防衛相は、1959年の最高裁の砂川事

件判決が集団的自衛権の行使を容認を合憲だと判断する根拠になるかどうかについて「直接の根拠として」「最高裁が下した判決こそ、

よって立つべき法理」と述べており、野党は政府・与党内の発言の食い違いを追及する構えだ。
砂川判決は憲法9条が許容する自衛権について「わが国の存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然」との見解を示した。

民主・後藤祐一氏の質問への答弁を巡って質疑が止まり、職員や与党理事に囲まれて資料を検討する岸田文雄外相（中央）。右手前は中谷元防衛相―国会内で15日午後2時8分、藤井太郎撮影



衆院平和安全法制特別委員会で民主・後藤祐一氏の質問への答弁を巡って質疑が止まり、職員や与党理事に囲まれて資料を検討する岸田文雄外相（中央）。右手前は中谷元防衛相―国会内で15日午後2時8分、藤井太郎撮影

民主・後藤祐一氏は、高村氏の発言を挙げ「集団的自衛権の行使を容認の根拠を然」との考えを示した。
一方、横畠裕介内閣法制局長官は、砂川判決について「国際法上は集団的自衛

権とされるものでも、わが国を防衛するためにやむを得ない措置は含んでいると解釈できる」と述べ、高村氏の発言を支持した。
ただ、民主・後藤祐一氏が「砂川判決は集団的自衛権について判断していないというのが常識だ」と述べ、横畠氏は「厳密な意味での判例としての法的効力まではないが、それなりの重みがあり、権威ある判断として尊重すべきものだ」と述べた。

【筒手勇介】